

## 介護老人保健施設きなん苑虐待防止推進委員会要綱

(令和4年12月28日要綱第1号)

### (目的及び設置)

第1条 介護老人保健施設きなん苑（以下、「きなん苑」という。）における高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人権の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に介護老人保健施設きなん苑虐待防止推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (きなん苑における虐待の防止に関する基本的指針)

第2条 きなん苑では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと高齢者虐待防止法の理念に基づき高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わないこととする。

- (1) 身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- (2) 介護・世話の放棄・放任 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長期間の放置、その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- (3) 心理的虐待 高齢者に対する著しい暴言、又は拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- (4) 性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること
- (5) 経済的虐待 高齢者の財産を不当に処分すること、その他該当高齢者から不当に財産上の利益を得ること

2 きなん苑で前条に掲げる虐待又はその疑い（以下「虐待等」という。）が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めると同時に、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

3 職員に対する虐待の防止のための研修は、適切な知識を普及・啓発するとともに定期的に行う。

(委員会の検討事項)

第3条 委員会は第1条の目的を図るため、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 虐待防止のための指針の整備に関する事
- (2) 虐待防止のための職員研修の内容に関する事
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告ができる体制整備に関する事
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方向に関する事
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事

(委員会及び委員長)

第4条 委員会の委員はきなん苑職員のうちから次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 施設長
  - (2) 副施設長
  - (3) 事務課長
  - (4) 看護師長
  - (5) リハビリ技師長
  - (6) 相談室主任
- 2 委員会には委員長をおき施設長がこれに当たる。
  - 3 委員長は委員会を統括し、委員会を代表する。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 採否を要する案件については、出席委員の過半数をもって委員会の意見とし、施設長は委員会の意見を尊重するものとする。
- 3 委員会は必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席、意見又は資料の提出を求めることができるものとする。

(民主的な人間関係の形成)

第6条 委員会は、職種・職位に関わらず、職員がきなん苑虐待防止

推進に関して自由に発言できるように努めなければならない。

2 委員会は、虐待等の報告を提出した者が、このことのみをもって不利益な処遇を受けないように配慮するものとする。

(事務局及び相談窓口)

第7条 委員会の事務局及び虐待等の相談窓口は、きなん苑相談室に置く。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか委員会の運営に関して必要な事項は、施設長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。